

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づき備え置く書面)

2026 年 4 月 1 日

T I S 株式会社

2026年4月1日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
T I S株式会社
代表取締役社長 岡本 安史

吸収合併に係る事後開示書類

当社と Fixel 株式会社（以下、「Fixel」という。）は、2026年2月2日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Fixel を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、本書記載の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求手続、株式買取請求手続、新株予約権買取請求手続および債権者異議手続の経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）差止請求

吸収合併消滅会社である Fixel は、当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である Fixel は、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である Fixel は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社である Fixel は、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2026年2月27日付にて官報および電子公告により、債権者に対する公告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求手続、株式買取請求手続および債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 項）

（1）差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本吸収合併を差止請求することはできません。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

（3）債権者の異議

会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 27 日付にて官報および電子公告により、債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 項）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である Fixel からその資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 項）

別添「吸収合併（略式吸収合併）に係る事前開示書類」のとおりです。

6. 吸収合併に関する変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 項）

当社は、2026 年 4 月 1 日付で本吸収合併に係る変更登記申請を行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 項）

（1）当社は、会社法第 796 条第 2 項、吸収合併消滅会社 Fixel は会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ずに本吸収合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対する旨の通知をした当社株主はありませんでした。

（2）当社は本吸収合併に際し、吸収合併消滅会社 Fixel に対して金銭等の対価の交付を行っておりません。また、当社において本吸収合併に伴う資本金および資本準備金の変動は生じておりません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書類

(簡易吸収合併)

(略式吸収合併)

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づき備え置く書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき備え置く書面)

2026年2月27日

T I S 株 式 会 社

F i x e l 株 式 会 社

2026年2月27日

(吸収合併存続会社)
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
T I S株式会社
代表取締役社長 岡本 安史

(吸収合併消滅会社)
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
F i x e l株式会社
代表取締役社長 池本哲也

吸収合併に係る事前開示書類

T I S株式会社(以下、「T I S」という。)およびF i x e l株式会社(以下、「F i x e l」という。)は、2026年4月1日を効力発生日とし、T I Sを吸収合併存続会社、F i x e lを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本吸収合併」という。)を行うことにつき、それぞれの取締役会決議を経て、2026年2月2日付で吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本吸収合併に係る事前開示をいたします。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるT I Sは会社法第796条第2項に規定する簡易合併、吸収合併消滅会社であるF i x e lは会社法第784条第1項に規定する略式合併となるため、両社とも株主総会の承認を経ずに吸収合併を行うものであります。

記

1. 吸収合併契約書

別紙1「吸収合併契約書」のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

F i x e lは当社の完全子会社であることから、本吸収合併に際し株式その他金銭の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の内容、数および割当ての相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社(T I S)についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

T I Sは、有価証券報告書および半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)またはT I Sの下記W e bサイトより閲覧可能です。

https://www.tis.co.jp/ir/finance/securities_report/index.html

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な事実（後発事象）の内容

ア. 自己株式の取得

T I S は、2025 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、当該決議に基づく自己株式の取得を次のとおり終了しております。

①自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策を遂行し、株主利益および資本効率の向上を図るため。

②自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

- ・取得する株式の種類 普通株式
- ・取得する株式の総数 12,000,000 株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 42,000 百万円（上限）
- ・取得の期間 2025 年 5 月 9 日～2025 年 12 月 31 日
- ・取得の方法 東京証券取引所における市場買付（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

（上記決議に基づく自己株式の取得状況）

- ・取得期間 2025 年 5 月 9 日～2025 年 12 月 23 日
- ・取得した株式の総数 8,656,200 株
- ・取得価額の総額 41,999 百万円

イ. 連結子会社（株式会社インテック）の吸収合併

T I S は、完全子会社である株式会社インテック（以下、「インテック」という。）を吸収合併することにつき、2025 年 10 月 31 日開催の取締役会において決議し、同日付で吸収合併契約を締結しました。

①被結合企業の名称及び事業の内容

- ・被結合企業の名称 株式会社インテック
- ・事業の内容 ソフトウェア、システムインテグレーション、ネットワーク、アウトソーシング、ITコンサルティング

②合併の日程

- ・合併基本方針決定日 2025年7月30日
- ・合併契約承認取締役会 2025年10月31日
- ・合併契約締結日 2025年10月31日
- ・合併契約の効力発生日 2026年7月1日（予定）

③合併の方式

T I S を吸収合併存続会社とし、インテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

④合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

⑤合併後企業の名称

T I S I 株式会社（2026年7月1日付でT I S 株式会社から商号変更予定）

⑥合併の目的

2008年4月のI Tホールディングス株式会社の設立による経営統合および2016年7月の事業持株会社体制への移行を通じて、T I S およびインテックの両社はグループの中核会社としてシナジー効果の創出による顧客への提供価値拡大と企業価値向上に取り組んでまいりました。

一方、当社グループを取り巻く経営環境の変化等に鑑みると、長期経営方針「グループビジョン 2032」の早期かつ確実な実現は極めて重要であり、そのためには、T I S とインテックを合併させ、これまで以上に強固な経営・事業基盤を構築することが不可欠であると判断いたしました。

インテックとの合併により、お客様や社会との価値交換性を高めるとともに、テクノロジーや先鋭人材への戦略的投資を軸とした経営資本の最適配分や中核拠点の更なる提供価値向上を強力に推進し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

ウ. 連結子会社（濔標アナリティクス株式会社）との会社分割

T I S は、完全子会社である濔標アナリティクス株式会社（以下、「濔標アナリティクス」という。）のA I ・データ分析事業（特定顧客を除く）を、T I S が会社分割承継会社、濔標アナリティクスが分割会社として、2026年1月14日開催の取締役会において決議し、2026年2月2日付で会社分割契約を締結しました。

①被結合企業の名称及び事業の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ・被結合企業の名称 | 濔標アナリティクス株式会社 |
| ・事業の内容 | A I ・データ分析コンサルティングサービス |

②会社分割の日程

- | | |
|-------------|---------------|
| ・吸収分割承認取締役会 | 2026年1月14日 |
| ・吸収分割契約締結日 | 2026年2月2日 |
| ・吸収分割効力発生日 | 2026年4月1日（予定） |

③会社分割の方式

濔標アナリティクスを分割会社とし、T I S を承継会社とする簡易吸収分割です。

④会社分割に係る割当ての内容

本会社分割によるT I S から濔標アナリティクスへの株式の交付はありません。

⑤会社分割の目的

当社グループが持続的な成長を実現するための事業活動領域として定義している4つの戦略ドメインのうちS P B およびI O S （注）をより拡大する上でD X ・データ利活用の強化が特に重要であり、その実現のためにはA I ・データ分析への対応が欠かせないテーマであるとの認識から、A I ・データ分析に強みと実績を持つ濔標アナリティクスを2020年8月に連結子会社化しました。

この連結子会社化以降、当社リソースの参画等を含め事業強化に努めてきた結果、現在は当初の目的に沿った事業展開に加え、A I 人材・データサイエンティストの拡充が進展しています。一方、A I ・生成A I における様々な顧客ニーズの増加や技術の変化も目覚ましいことから、当社に事業と人材を集中させることでA

I・データ分析事業領域を当社の確固たる強みとし、より付加価値の高いサービス提供を通じた顧客のビジネス上の課題解決を実現することを目的として、会社分割を行うものです。

(注) S P B : ストラテジックパートナーシップビジネス

業界トップクラスの顧客に対して業界に関する先見性と他社が追随できない知見を武器として、事業戦略を共に検討・推進し、ビジネスの根幹を担う事業

I O S : I T & ビジネスオフアリングサービス

蓄積した技術・ノウハウを活用し、特定業界・業務において業界ニーズに先回りした将来のデファクトスタンダードとなりうるサービスを 提供する事業

エ. 自己株式の消却

T I S は、2026 年 2 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却を行うことについて、次のとおり決議しております。

①消却の理由

T I S は、自己株式について、原則として発行済株式総数の 5 % を上限として保有し、5 % を超過する保有分については消却することとしています。当期において総額約 420 億円の自己株式の取得を実施し、このうち、株主還元の観点から取得した自己株式 (70 億円相当) については、この方針に沿った対応を予定しています。一方、資本構成の適正化を図る一環として取得した自己株式 (350 億円相当) については、当社方針および将来の株式の希薄化懸念を払拭すること等を勘案し、当初より消却する予定としており、本件はその予定通り消却を実施するものです。

②消却の方法

その他資本剰余金からの減額

③消却する株式の種類

普通株式

④消却する株式の数

7, 833, 411 株

(当期において取得した自己株式数 8, 656, 200 株のうち、その平均買付単価をもとに資本構成の適正化を目的とする 350 億円相当を算出した株式数であり、消却前の発行済株式総数に対する割合は 3. 3%)

⑤消却日

2026 年 2 月 27 日

⑥消却後の発行済株式総数

228, 400, 000 株

5. 吸収合併消滅会社 (F i x e l) についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

(別紙 2) 「F i x e l 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な事実（後発事象）の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

T I SおよびF i x e lの最終事業年度末日の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

(単位：百万円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
T I S	420,425	160,370	260,055
F i x e l	424	104	320

本吸収合併効力発生日時点におけるT I Sの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、合併後のT I Sの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、T I Sの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後のT I Sの債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

吸収合併契約書



合併契約書

T I S株式会社（以下「甲」という。）およびF i x e l株式会社（以下「乙」という。）は、両社（以下、両社をまとめて「合併当事者」という。）の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は、乙の権利義務の全部を承継する。

（合併当事者の商号および本店）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、以下のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社
商号 T I S株式会社
本店 東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
- (2) 吸収合併消滅会社
商号 F i x e l株式会社
本店 東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

（合併対価の交付および割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株式に代わる一切の金銭等の交付を行わない。

（合併により増加する資本金および準備金）

第4条 本合併により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 : 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額 : 0 円
- (3) 増加する利益準備金の額 : 0 円

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、合併当事者が協議の上、必要な手続きを経て、効力発生日を変更することができる。

（合併承認決議）

第6条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。なお、甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は、同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ることな

く本合併を行う。ただし、甲につき同法第 796 条第 3 項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。

(権利義務全部の承継)

第 7 条 甲は、乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を効力発生日において承継するものとする。

2 乙の従業員の処遇については別途、合併当事者が協議の上、これを決定する。

(会社財産の善管注意義務)

第 8 条 合併当事者は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってその業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第 9 条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により合併当事者の財産または経営状態に重大な変動が生じたときは、合併当事者は協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(解除条件)

第 10 条 本契約は、第 6 条に定める各合併当事者の適法な機関決定による承認および法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(協議事項)

第 11 条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、合併当事者は協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026 年 2 月 2 日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

T I S 株式会社

代表取締役社長 岡本 安史



乙：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

F i x e l 株式会社

代表取締役社長 池本 哲也



F i x e l 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

決 算 報 告 書

第 7 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

F i x e l 株式会社

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

貸借対照表

(単位：円)

F i x e l 株式会社

令和 7年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 292,782,530】	【流動負債】	【 79,514,170】
現金及び預金	172,210,692	買掛金	6,125,950
売掛金	118,184,838	短期借入金	1,241,663
前払金	2,387,000	1年内返済長期借入金	5,700,000
【固定資産】	【 132,152,151】	未払金	16,177,906
(有形固定資産)	(799,865)	預り金	1,035,351
工具・器具	799,865	未払法人税等	30,498,500
(無形固定資産)	(131,352,286)	未払消費税等	18,734,800
ソフトウェア仮勘定	131,352,286	【固定負債】	【 25,175,000】
		長期借入金	25,175,000
		負債の部計	104,689,170
		純資産の部	
		【株主資本】	【 320,245,511】
		[資本金]	[50,000,000]
		[利益剰余金]	[270,245,511]
		(その他利益剰余金)	(270,245,511)
		繰越利益剰余金	270,245,511
		(うち当期純利益)	(67,681,003)
		純資産の部計	320,245,511
資産の部計	424,934,681	負債・純資産の部計	424,934,681

損益計算書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

Fixel株式会社

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	377,784,197	377,784,197
【売上原価】		
外注費	61,743,213	
合計	61,743,213	61,743,213
売上総利益		316,040,984
【販売費及び一般管理費】		213,941,421
営業利益		102,099,563
【営業外収益】		
受取利息	75,318	
雑収入	97,510	172,828
【営業外費用】		
支払利息	467,655	
雑損失	3,613,696	4,081,351
経常利益		98,191,040
税引前当期純利益		98,191,040
法人税、住民税及び事業税		30,510,037
当期純利益		67,681,003

販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

F i x e l 株式会社

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	
役 員 報 酬	18,000,000	
給 料 手 当	121,505,730	
賞 与	15,138,242	
法 定 福 利 費	23,800,018	
福 利 厚 生 費	260,874	
退 職 給 付 費 用	1,237,740	
広 告 宣 伝 費	17,215,939	
報 酬	2,437,400	
消 耗 品 費	149,164	
支 払 保 険 料	49,527	
租 税 公 課	81,250	
減 価 償 却 費	38,839	
接 待 交 際 費	458,873	
旅 費 交 通 費	1,399,793	
通 信 費	9,763,270	
支 払 手 数 料	1,524,310	
会 議 費	61,314	
諸 会 費	11,000	
図 書 教 育 費	808,101	
雑 費	37	
合 計		213,941,421

株主資本等変動計算書

Fixel株式会社

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
当期首残高	50,000,000						252,564,508		252,564,508	
当期変動額										
当期純利益					67,681,003		67,681,003		67,681,003	
当期変動額合計					67,681,003		67,681,003		67,681,003	
当期末残高	50,000,000				270,245,511		320,245,511		320,245,511	

	利 益 剰 余 金 の 内 訳	
	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	202,564,508	202,564,508
当期変動額		
当期純利益	67,681,003	67,681,003
当期変動額合計	67,681,003	67,681,003
当期末残高	270,245,511	270,245,511

個 別 注 記 表

自 令和 6年 4月 1日

F i x e l 株式会社

至 令和 7年 3月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)…………建物は定額法、建物以外は定率法

無形固定資産(リース資産除く)…………定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、

債権の内容を検討して計上している。

収益及び費用の計上基準

収益は実現主義で計上している。

費用は発生主義で計上している。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

1,000株

3. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 320,245 円 51 銭

1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額 67,681 円